

判決年月日	平成19年7月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年（行ケ）第10339号		
○ 名称を「ロールスクリーン」とする補正後の発明に関し、進歩性を欠き独立特許要件を欠くとして当該補正を却下した上、当該補正前の発明についても同様に進歩性を欠くとした審決について、当該補正後の発明が進歩性を欠き独立特許要件を欠くとの上記判断が誤りであるとして、当該審決が取り消された事例			

(関連条文)特許法17条の2第6項(平成18年法律第55号による改正前の同条5項),
126条5項, 29条2項

本件は、名称を「ロールスクリーン」とする発明に係る特許出願につき、特許庁が拒絶査定をし、その後の不服審判請求において、原告が手続補正（以下「本件補正」という。）をしたが、特許庁が本件補正を却下した上、不成立の審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

本件補正後の発明（以下「本願補正発明」という。）は、「サイドプレートに回転可能に支持された巻取パイプの内部にスプリングを収容し、スプリングの蓄勢力によって巻取パイプにスクリーンを巻き取るようにし、スクリーン巻取り初期段階から巻取パイプに内蔵したブレーキによってスクリーンの巻取速度を減速し、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速する一方で、ブレーキによってスクリーンを巻取り不能にはせずに、スクリーンをブレーキ以外によって停止させて巻取パイプに完全に巻き取るようにしたことを特徴とするロールスクリーン。」（下線部は補正箇所）というものである。

審決は、本願補正発明と刊行物（以下「引用例」という。）に記載された発明（以下「引用発明」という。）とを対比し、「本願補正発明が、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速しているのに対して、引用発明は、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速しているのか明らかではない点。」を相違点1として認定した上、当該相違点について、「引用発明のロールスクリーンの巻上げ制動装置の粘性ダンパは、巻取りの初期段階から終始一貫して巻取筒の加速を抑圧させるもの（言い換えれば、スクリーン巻取り初期段階から最終段階までの間、一貫して巻取筒の加速を抑圧するように減速させることによって、ほぼ一定の巻取速度でのスクリーンの巻取りを実現するもの）と解することができるから、スクリーン巻取り初期段階から同様の減速を行っても最終段階で十分な巻取筒の減速特性が得られないような特性のブレーキを用いた場合に、言い換えれば、スクリーン巻取り初期段階からブレーキを作動させても、スクリーンの巻取速度が最終段階において加速してしまうような特性のブレーキを用いた場合、スクリーン巻取り最終段

階で所望の減速特性が得られるようにするために、スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速させるようにすべきことは、当業者が必要に応じて適宜採用することができる設計的事項というべきである。」との判断をし、本願補正発明は、引用発明に記載の技術事項及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとした。

本判決は、次の理由により、相違点1についての上記審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

「スクリーンの巻取速度が巻取り最終段階において加速してしまうような場合には、ウェイトバー等が許容速度以上の速度で収容部材に衝突し、不快音を発したり破損の原因となったりするような不都合が生ずることは、容易に認識し得るところである。そうであれば、このような不都合を解消するため、スクリーン巻取り最終段階で、巻取速度を所望の速度とするために減速する手段を採用することは、設計事項に属する事柄というべきであり、他方、本件出願当時、巻取り最終段階で巻取速度を減速するための技術手段も周知であったということができる。

しかしながら、上記の不都合や、かかる不都合を解消するため、スクリーン巻取り最終段階で、巻取速度を所望の速度とするために減速する必要などは、いずれも、審決がいう「スクリーン巻取り初期段階から同様の減速を行っても最終段階で十分な巻取筒の減速特性が得られないような特性のブレーキ・・・言い換えれば、スクリーン巻取り初期段階からブレーキを作動させても、スクリーンの巻取速度が最終段階において加速してしまうような特性のブレーキ」を用いた場合に生ずるものである。

他方、引用発明のブレーキは、「スクリーン巻取り初期段階から最終段階までの間、一貫して巻取筒の加速を抑圧するように減速させることによって、ほぼ一定の巻取速度でのスクリーンの巻取りを実現するもの」であり、「スクリーンの巻終わりに向かって加速される巻取筒に対してブレーキとして作用するのであり、スクリーンの急速な巻上げに起因する巻終わりの衝撃力や騒音等の発生を防止し各部材の損傷や静粛な雰囲気、情緒の破壊を防ぎ、スクリーンの静粛かつ緩調な巻上げを可能とする」という作用効果を奏するものと認められるから、これをもって、上記「スクリーンの巻取速度が最終段階において加速してしまうような特性のブレーキ」ということができないことは明らかである。

もっとも、スプリングの蓄勢力に対し、制動力が小さすぎるブレーキを選択したような場合を仮定すれば、引用発明のブレーキであっても、「スクリーン巻取り初期段階から同様の減速を行っても最終段階で十分な巻取筒の減速特性が得られないような特性のブレーキ」に当たるといえないこともない。しかしながら、ブレーキの制動力の大きさをスプリングの蓄勢力に見合ったものとするところこそ、まさに設計事項であり、引用例には、そのための手段も記載されているのであるから、本願補正発明に対する公知技術として引用発明を選択しながら、上記のような仮定を設定すること自体、失当といわざるを得ない。

以上のとおり、引用発明において、「スクリーン巻取り最終段階からさらに巻取速度を減速させるようにする」ことが必要となるものとは認められず、そうであれば、当業者が、あえて、そのような構成を採用して引用発明に適用することが、設計事項であるとも、容易であるともいえないから、相違点 1 についての審決の上記判断は誤りである。」